保険に付しているもの		70							
保険に付していないもの									
沿岸漁業改善資金	計								
（略）		（略）							

(3)　(略)
10・11　(略)
12　共通収益及び費用配賦率

共通収益配賦率	基金平均残高割	近代化資金	%
		沿岸漁業改善資金	%
	（略）		
	保証平均残高割	近代化資金	%
		沿岸漁業改善資金	%
	（略）		
共通費用配賦率	保証件数割	近代化資金	%
		沿岸漁業改善資金	%
	（略）		

附　則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条の三第一項第三号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七十六条第二項及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

厚生労働大臣　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

保険に付しているもの		（新設）							
保険に付していないもの		（新設）							
沿岸漁業改善資金	計	（新設）							
（略）		（略）							

(3)　(略)
10・11　(略)
12　共通収益及び費用配賦率

共通収益配賦率	基金平均残高割	近代化資金	%
		（新設）	
	（略）		
	保証平均残高割	近代化資金	%
		（新設）	
	（略）		
共通費用配賦率	保証件数割	近代化資金	%
		（新設）	
	（略）		

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十三章　（略）	第一章～第十三章　（略）
第十四章　雑則（第二百五十四条―第二百八十八条）	第十四章　雑則（第二百五十四条―第二百八十九条）
附則	附則
（条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告）	（条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用の成績等に関する調査及び結果の報告）
第百三十七条の三十五　（略）	**第百三十七条の三十五**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認の際に厚生労働大臣が指定した日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）以内ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。	3　前項の報告は、当該調査に係る再生医療等製品の製造販売の承認を受けた日から起算して一年（厚生労働大臣が指示する再生医療等製品にあつては、厚生労働大臣が指示する期間）ごとに、その期間の満了後二月以内に行わなければならない。